

入 札 説 明 書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成 7 年契約第 23 号。以下「協定」という。）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（１）調達案件の名称及び数量

鳥取県立布勢総合運動公園で使用する電気の供給

ア 年間予定最大電力	1, 0 5 0 k W
イ 年間使用予定電力量	1, 1 8 8, 9 0 0 k W h
ウ 年間使用予定蓄熱調整電力量	1 6, 2 5 7 k W h

*平成 29 年 10 月から平成 30 年 9 月の使用実績を参考に 1 年当たりの予定使用電力量を決定し、算出したものであり、天候等により変動することがある。

（２）調達案件の仕様書

仕様書による

（３）供給期間

2019 年（平成 31 年）4 月 1 日から 2024 年（平成 36 年）3 月 31 日までとする。

本件入札は、平成 31 年度から平成 35 年度の鳥取県立布勢総合運動公園の管理運営に関する協定書（以下、協定書という。）の成立を前提に、開始前準備行為として行うものであり、平成 31 年 3 月 31 日以前は、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を決定し、その者に対して最低価格者である旨を連絡するだけに留めるものとする。

協定書が成立した場合には、平成 31 年 4 月 1 日付けで本件入札による落札者の決定と契約の締結を行うものとする。ただし、協定が成立しなかった場合には、本件入札にかかる契約を行うことはできない。この場合、本件入札等に要した全ての費用について当会に請求することはできず、本件入札者の負担となるものとする。

（４）供給場所

鳥取県鳥取市布勢 146 番地の 1
鳥取県立布勢総合運動公園

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下、「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。
- (3) 平成 31 年 2 月 18 日（月）から同年 3 月 15 日（金）（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条 1 の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成 31 年 2 月 18 日（月）から同年 3 月 15 日（金）（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。
- (5) 平成 31 年 3 月 5 日において電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成 28 年 12 月 14 日付第 201600115735 号（<http://www.pref.tottori.lg.jp/262461.htm>））第 5 条に定める入札参加要件を満たしている者であること。
- (7) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 県内に本店又は主たる事務所を有するもの。

3 落札者の義務

- (1) 一般送配電事業者との間に託送供給約款に基づく契約を締結すること。
- (2) 一般送配電事業者の託送供給約款の条項を実施するうえで、需要設備に機器等の付加が必要であるときは自らの負担により行なうこと。ただし、一部の機器等について一般送配電事業者が負担して設置する場合は、発注者と協議により行なうことができる。なお、機器等の付加に伴う作業は、原則無停電状態で行うものとし、供給開始日に間に合わせて供給をおこなうこと。

4 契約担当部署

公益財団法人 鳥取県体育協会 総務担当

5 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する問合せ先
〒680-0944 鳥取市布勢 146 番地の 1
鳥取県立布勢総合運動公園 担当 倉信

電話 0857-28-7221

電子メール kuranobu@fuse-sportspark.com

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

(1) に同じ

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、平成 31 年 2 月 18 日（月）から 3 月 5 日（火）までの間に鳥取県体育協会ホームページ (<http://www.sports-tottori.com/>) または鳥取県立布勢総合運動公園ホームページ (<http://www.fuse-sportspark.com/>) から入手すること。ただし、ホームページについては 3 月 5 日（火）17 時 15 分までとする。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1) の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成 31 年 3 月 15 日（金）午後 2 時入札 即時開札

（郵便等による入札書の受領期限は、平成 31 年 3 月 14 日（木）午後 5 時）

イ 場所

鳥取県立布勢総合運動公園 陸上競技場 第 3 研修室

6 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第 2 号）を作成し、電子メールにより 5 の (1) の場所に平成 31 年 3 月 5 日（火）午後 5 時までに提出することとし、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

疑義の質問に対する回答については、平成 31 年 3 月 7 日（木）までに、鳥取県立布勢総合運動公園ホームページ (<http://www.fuse-sportspark.com/>) によりまとめて閲覧に供する。

7 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、(2) の入札資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を作成の上、5 の (1) の場所に平成 31 年 3 月 5 日（火）午後 5 時までに郵送又は持参の方法により提出しなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は1部とする
- ア 入札参加資格確認書（様式第1号）
 - イ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であることを証明する書類
 - ウ 仕様書に記載された電気の供給方法等についての説明書
 - エ 10の(2)により契約保証金の免除に該当する場合は、それを証明する書類
 - オ 鳥取県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（様式第3号）及び確認資料
 - カ 鳥取県競争入札参加資格審査要項第6条に示す資格決定通知書の写し
- (3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された事前提出資料は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- (6) 提出期限以降における事前提出資料の差替え及び再提出は認めない。

8 資格審査について

- (1) 7の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を平成31年3月6日（水）までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県体育協会会長に対し、入札参加資格がないとした理由について、平成31年3月8日（金）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県体育協会会長は、説明を求めた者に対して平成31年3月12日（火）までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 入札書（様式第5-1号又は様式第5-2号）は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 入札書の記載方法等については、次のとおりとすること。
- ア 入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量、予定使用蓄熱調整電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の合計金額に平成31年4月から平成31年9月までの当該金額の108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額、平成31年10月以降については当該金額の110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額

の合計を記載すること。なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

イ 入札見積金額算定内容を指定の内訳計算書（別紙 1-1 および 1-2）に記載し、「内訳計算書」と明記した封筒に入れ、入札書と供に提出すること。

なお、内訳計算書に基づいて算出した各月の電気料金合計額には、1 円未満の端数を切り捨てた金額を記載すること。

ウ 基本料金単価及び電力量料金単価は、同一月においてそれぞれ単一の価格とする。

エ 電力料金単価には、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないこと。

オ 入札者固有の割引制度が適用できる場合は、その割引額を内訳計算書に記載し、その割引制度及び内訳計算書に記載した割引額の算定方法がわかる書類（任意様式）を内訳計算書とともに提出すること。なお、割引額算定額に当たり、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等に記載のない項目・数値が必要な場合は、6 に示す方法により質問書を提出すること。

（4）入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（5）再度入札は 2 回とする（初度入札を含めて 3 回とする。）

（6）再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

（7）入札者は、政令、財務規定、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

（8）入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（9）入札者は、入札書の記載内容について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることはできない。

（10）入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を持参又は郵送すること。

イ 入札執行中にあつては、入札辞退届を提出すること。

（11）代理人をして入札させようとするときは、入札を行うまでに委任状（様式第 4 号）を 5 の（1）の場所に提出しなければならない。

（12）委任状及び入札書のあて名は、公益財団法人鳥取県体育協会 会長 中永廣樹とする。

10 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除とする

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなけ

ればならない。この場合において、財務規定第 65 条の 4 に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、財務規定第 65 条の 5 の規定によりその例によることとさる調達手続特例規則第 18 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1 1 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする

- (1) 本件公告に示した入札参加資格ない者のした入札
- (2) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札
- (3) 委任状のない代理人の入札
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは 2 人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (5) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (6) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (7) 記名押印のない入札書による入札
- (8) 金額数字の不鮮明な入札
- (9) 政令、財務規定、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

1 2 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

1 3 落札者の決定方法

本件公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、財務規定第 65 条の 5 の規定によりその例によることとされる会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

1 4 契約書作成の要否

要

1 5 手続きにおける交渉の有無

無

1 6 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び事前確認資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として入札見積金額の 100 分の 10 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- （ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- （イ）暴力団員を雇用すること。
- （ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉のために使用すること。
- （エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- （オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- （カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- （キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。